（貸付信託の受益権に関する振替機関への通知事項）

第十条の九　法第百二十二条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　振替貸付信託受益権の総額

二　受託者の商号

三　信託契約期間

四　信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

五　信託報酬の計算方法

（特定目的信託の受益権に関する振替機関への通知事項）

第十条の十　法第百二十四条において読み替えて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　振替特定目的信託受益権の元本持分（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百二十六条第一項第三号ロに規定する元本持分をいう。第三号及び第四号において同じ。）又は利益持分（同項第三号ロに規定する利益持分をいう。第三号及び第四号において同じ。）の総数

二　原委託者（資産の流動化に関する法律第二百二十四条に規定する原委託者をいう。）及び受託信託会社等の氏名又は名称及び住所

三　各振替特定目的信託受益権の元本持分又は利益持分の数

四　振替特定目的信託受益権の元本持分若しくは利益持分又は元本持分若しくは利益持分の計算に係る特定目的信託契約の定め

五　前号に掲げるもの以外の振替特定目的信託受益権の内容

六　特定目的信託契約の期間

七　受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する特定目的信託契約の定め

八　信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期

九　権利の行使に関する特定目的信託契約の定め（資産の流動化に関する法律第二条第十七項に規定する代表権利者及び同条第十八項に規定する特定信託管理者に係る事項を含む。）

十　振替特定目的信託受益権の元本の額

十一　振替特定目的信託受益権に係る特定資産（資産の流動化に関する法律第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産を除く。）の内容

十二　振替特定目的信託受益権が資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第三号に規定する特別社債的受益権であるときは、その旨

（外債に関する社債に係る規定の準用）

第十条の十一　第三条の規定は、法第百二十七条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替外債（短期外債を除く。）」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同号チ中「担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により物上担保が」とあるのは「担保が」と、「同法第二十六条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と、同号リ中「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第十七号に規定する信託社債」とあるのは「信託の受託者が発行する外債であって、信託財産のために発行するもの」と、同条第二号中「振替社債（短期社債に限る。）」とあるのは「振替外債（短期外債に限る。）」と読み替えるものとする。

2　前項の「短期外債」とは、振替外債のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

一　円建てで発行されるものであること。

二　各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

三　元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四　利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

第三十六条及び第四十四条中「第三条第一項第一号」を「第三条第一号」に改める。

第四十八条の二の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権に関する新株予約権の準用）

第四十八条の三　第二十七条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十六条第一項第九号に規定する主務省令で定める事項について、第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十七条第一項に規定する新投資口予約権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものについて、第三十一条（第三号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十七条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、第三十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十九条第二項について、第三十三条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十九条第二項に規定する主務省令で定めるものについて、第三十四条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十九条第二項に規定する主務省令で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十条第三号	新株予約権無償割当て（会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。）	新投資口予約権無償割当て（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。以下同じ。）
	登録株式質権者	登録投資口質権者
第三十一条第三号	新株予約権無償割当て	新投資口予約権無償割当て
第三十二条第三号	新株予約権無償割当て	新投資口予約権無償割当て
	株主名簿	投資主名簿

第五十条及び第五十一条中「第三条第一項第一号」を「第三条第一号」に改める。

第六十条第一項中「第十四条第二号」の下に「（令第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条及び第二十三条から第二十七条までにおいて準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第五十条（令」の下に「第六十五条の二及び」を加える。

附則第四条第一項中「第三条第一項（」を「第三条（」に、「第三条第一項第一号」を「第三条第一号」に改め、同条第二項中「第三条第二項」を「第十条の二」に、「前項第一号」を「第三条第一号」に改め、同条第三項中「第三条第三項」を「第十条の三」に、「第一項第一号中」を「第三条第一号中」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改め、同条第四項中「第三条第四項」を「第十条の四」に、「第一項（」を「第三条（」に、「第一項第一号中」を「第三条第一号中」に改め、同条第五項中「第三条第五項」を「第十条の五」に、「第一項第一号中」を「第三条第一号中」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改め、同条第六項中「第三条第六項」を「第十条の六」に、「第一項第一号中」を「第三条第一号中」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改め、同条第七項中「第三条第七項（」を「第十条の七第一項（」に、「第三条第七項第一号」を「第十条の七第一項第一号」に改め、同条第八項中「第三条第八項」を「第十条の九」に改め、同条第九項中「第三条第九項」を「第十条の十」に改め、同条第十項中「第三条第十項」を「第十条の十一第一項」に、「第一項（」